

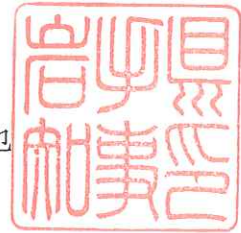
破 碎 業 許 可 証

住 所 岩手県久慈市長内町第37地割12番地8

氏 名 株式会社青松 代表取締役 沈 松三

使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岩手県知事 達 増 拓 也



許 可 の 年 月 日 平成25年 9月24日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成30年 9月23日

1 事業の範囲

破碎前処理及び破碎

2 許可の更新又は変更の状況

平成20年 9月24日

平成25年 9月24日

3 別に受けた許可に係る許可証の提出の有無 有 ・ ④